

(表面)



嘉手納町ハワイ短期留学 派遣生募集



○派遣期間： **令和5年7月23日(日)～8月7日(月)【16日間】**

※派遣内容等は、変更となる場合もございます。

○派遣内容： 学校での語学学習、課外活動
※事前研修（6月～7月）、報告会等（9月～10月）がございます。



○派遣人数： **中高生 10人程度**

○申込期間：

令和5年3月14日(火)～4月17日(月)

(土日祝日を除く)

9時～17時 (12時～13時を除く)

○提出書類： **【申込者自身が記入する書類】**

※ボールペンで記入

- (1) 令和5年度 嘉手納町ハワイ短期留学派遣事業参加申込書（指定様式）
- (2) 令和5年度 参加申込者プロフィールシート（指定様式）
- (3) 作文（指定様式：原稿用紙2枚、日本語で記載）



テーマ「ハワイ短期留学への意欲と今後の目標」

【在学している学校に記入を依頼する書類】

- (4) 令和5年度 推薦書 ※開封無効

※学校での作成に時間を要する書類ですので、早めに担任等へ依頼してください

【嘉手納町役場で取得する書類】

- (5) 住民票謄本（本籍、続柄記載のあるもの：申請者及び家族全員）※マケツバ-省略 <町民保険課>
- (6) 滞納なし証明書（保護者分） <税務課>

※募集要項内の「6. 経費」の（2）または（3）に該当する方は、別途書類が必要です。

○提出先：  **嘉手納町人材育成会**

(嘉手納町役場3階 嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

TEL：956-1111 (内線 267・266・265)

※申込書等は、社会教育課(嘉手納町役場3階)または嘉手納町役場のHPから入手できます

(裏面)

- 応募資格：
- (1) 日本の国籍を有し、嘉手納町に住民登録をしていること。
 - (2) 派遣及び研修期間中に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく、中学校、高等学校又は中等教育学校に在学していること。
 - (3) 英語圏での生活経験者及び日常生活で英語を使用する環境でない者
 - (4) 心身ともに健康で、2週間程度の海外生活に耐え、団体行動のとれる協調性のある者
 - (5) 海外体験学習に意欲的で、郷土文化、歴史、異文化交流等に興味がある者
 - (6) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定試験3級程度の語学力のある者
 - (7) 保護者の同意及び在学する学校の校長の推薦が得られる者
 - (8) この事業により派遣されたことのない者



- 経費：
- (1) 人材育成会は、派遣費の7割を負担し、派遣生は派遣費の3割を負担する。ただし、派遣生が負担する額(以下「派遣生負担額」という。)の上限を15万円とし、これを超過した金額については人材育成会が負担する。
 - (2) 要保護世帯(生活保護世帯)又は準要保護世帯として認定されている場合、派遣費の全額を人材育成会が負担する。(パスポート取得に関わる費用など、別途個人負担があります)
 - (3) 人材育成会は、派遣生が派遣生負担額を支払うことができないと認める場合、派遣費の全額を負担する。(パスポート取得に関わる費用など、別途個人負担があります)
 - (4) 派遣生負担額については、人材育成会に支払うものとする。
 - (5) 派遣決定後、派遣生個人の理由又は資格取消しにより辞退する場合は派遣生負担額の返金はしない。
 - (6) (5)の派遣生個人の理由等によるキャンセル料金や航空旅費等が派遣生負担額を超える場合は、全額派遣生負担とする。

○選考方法： 提出書類の評価、面接(日本語と英語)

○選考試験： **令和5年5月13日(土)**

場所：嘉手納町役場内 会議室

服装：各学校の制服

※申込者多数の場合、5月13日(土)・14日(日)の二日間で

選考試験を実施することもあります。

※世界情勢の変化や気象状況によっては、派遣生の安全確保を最優先に考え、本事業を中止することもございます。



嘉手納町人材育成会

(嘉手納町役場3階 嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

TEL : 956-1111 (内線 267・266・265)